

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年5月21日に、資格喪失日に係る記録を52年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月21日から52年4月20日まで

ねんきん定期便を確認したところ、C社D事業所から関連会社のA社に転勤した昭和50年5月21日以降の申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いことが判明した。

しかし、申立期間について、A社が経営するE施設に勤務していたことは間違いなく、転勤の前後で給与支給額に変化は無かったので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社が経営するE施設に勤務していたことが認められる。

また、上記同僚のうちの1人から、当該E施設に勤務していた者は自身と申立人を含めて6人おり、業務内容や勤務形態に違いは無かった旨の証言が得られたところ、申立人を除く5人の同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在することから、当該E施設においては、全ての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務に従事していた同僚の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 5 月から 52 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年6月は2万2,000円、同年7月は2万8,000円、同年8月は2万6,000円、同年9月及び同年10月は2万8,000円、同年11月は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月15日から同年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社C工場に勤務していた申立期間について、被保険者記録が無いことが判明した。私は、同社に継続して勤務しており、給与明細書からも分かるとおり厚生年金保険料が控除されていたことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社から提出された人事記録及び同社からの回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年12月1日に同社C工場から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和37年6月は2万2,000円、同年7月は2万8,000円、同年8月は2万6,000円、同年9月及び同年10月は2万8,000円、同年11月は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 37 年 6 月 15 日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月31日から同年8月1日まで

年金事務所に夫の厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。しかし、夫は昭和38年2月から平成元年12月まで同社に継続して勤務していたはずなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（社会保険の適用上は、昭和38年8月1日に同社本工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本工場における昭和38年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所

(当時) がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1968

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年4月5日、喪失日は23年5月7日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年4月から同年7月までは30円、同年8月から23年4月までは40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月5日から23年5月7日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた記録が判明したが、被保険者資格喪失日が不明であるため年金に反映されていない旨の回答を受けた。しかし、昭和23年5月6日まで勤務していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と同姓同名で生年月日が同一の被保険者記録（昭和19年4月5日に資格取得、資格喪失日は未記載）が確認できる。

一方、A社から提出された所員退職者原簿及び同社からの回答により、申立人は、同社B工場に昭和19年4月5日に入社したことが確認できることから、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、前述の被保険者名簿及び旧台帳からは、申立人に係る資格喪失日の記載が確認できないが、前述の所員退職者原簿及びA社からの回答により、申立人は昭和23年5月6日に同社B工場を退職したことが確認できることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、その翌日である同年5月7日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年4月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年5月7日に資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和19年4月から同年7月までは30円、同年8月から23年4月までは40円とすることが妥当である。

茨城国民年金 事案 1433 (事案 461 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年9月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年9月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成5年5月から6年9月までの期間の付加保険料の納付事実が確認できなかった。申立期間については、定額保険料と合わせて納付したはずである。
このため、申立期間の付加保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年5月に係る申立てについては、前後の期間(今回の申立期間)と同様に国民年金保険料を過年度納付していたとの申立人の主張を認め、既に当委員会の決定に基づき20年10月15日付けで年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官(当時)へのあっせんが行われている。

今回、申立人は、上記あっせんにより未納から定額保険料納付済みに訂正された平成6年5月を含む申立期間に係る国民年金保険料について、付加保険料も納付していたと主張しているが、付加保険料については、過年度納付等納期限を過ぎてから納付することができず、上述のとおり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付していたと認められることから、当該期間については定額保険料のみの納付となり、付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は今回、申立期間の国民年金保険料について、納期限を過ぎてから納付したことはないと主張しているが、前回の申立ての際には、遅れながらも時効にならないように納付したと主張しており、その主張に変化がみられる上、オンライン記録により、申立人は、前回の主張どおり、申立期間のうち、平成6年4月及び同年6月から同年9月までの期間の定額保険料について、毎月到来するそれぞれの時効間際に納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月

年金事務所に年金記録を照会したところ、平成5年11月の国民年金保険料が未納となっていた。私は、会社を退職後、結婚するまでの期間の未納となっていた保険料13か月分を、結婚後に市区町村役場で間違いなく一括納付したはずである。

このため、申立期間の1か月分だけ国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む平成5年4月から6年4月までの13か月分の国民年金保険料について、同年4月の結婚後に市区町村役場で間違いなく一括納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立人は、同年4月分を同年6月14日に現年度納付した後、5年4月から同年5月までの分を6年11月1日に、5年6月から同年8月までの分を7年5月1日に、5年9月から同年10月までの分を7年10月30日に、5年12月から6年3月までの分を8年1月11日に、それぞれ過年度納付していることが確認でき、申立期間に近接する時期の保険料の納付方法について、申立人の主張と記録とが整合していない。

また、申立人は、13か月分を一括納付したのは間違いなく、オンライン記録が間違っていると主張しているが、同記録に不自然な点は見当たらない上、前述のとおり、同記録により、申立人は平成8年1月11日に、その時点で遡って納付することが可能な限度である申立期間直後の5年12月から6年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料については時効により納付することができない。

さらに、申立人は、13 か月分を市区町村役場で一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前に同記号番号が払い出されている国民年金被保険者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成6年5月7日であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると考えられ、申立期間を含む5年4月から6年3月までの保険料については、加入手続の時点において既に過年度納付となるため、市区町村役場では納付することができない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から同年12月まで
年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料が未納となっていた。私は、53年4月頃、国民年金に加入し、それまで未納であった申立期間を含む全ての保険料を加入手続直後に一括で納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は同年10月26日にA市区町村に払い出されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると考えられる。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、昭和51年度及び52年度の保険料の納付書が53年度に発行されていることが確認できることから、申立人と同日にA市区町村に国民年金手帳記号番号が払い出されている者のうち、申立人の前後20人ずつの記録を見ると、申立人と同様に、特殊台帳により51年度及び52年度の保険料の納付書が53年度に発行されていることが確認できる者が16人おり、その全員が昭和52年1月以降の保険料から納付（そのうち12人は同年1月の保険料から納付）していることが確認できることから、当時、申立人と同時期に国民年金の加入手続を行った者に対しては、全て同年1月以降の過年度保険料の納付書が発行されていたと推認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月及び同年2月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月及び同年2月
年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。当該期間については、私は学生であったため、母親が市区町村役場で加入手続と免除申請を行ってくれたはずである。
このため、申立期間について保険料の申請免除期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間に係る免除申請を行ったと主張しているが、申立期間当時、厚生年金保険被保険者である父親と同居していたとする申立人については、免除の基準に該当しなかったために免除申請が承認されなかった可能性が高いと考えられる。

また、オンライン記録により、申立人には平成6年12月6日に国民年金保険料の納付書が作成されていることが確認できることから、この時点において申立人には未納期間があったことが認められるところ、申立人には申立期間以外に未納期間は存在しないため、当該納付書は申立期間に係るものであると考えられ、免除申請が承認されなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間に係る免除申請を行ったとする申立人の母親は既に他界している上、申立人自身は当該免除申請に直接関与していなかったことから、申立期間に係る免除申請及び承認の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1437

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月
ねんきん特別便を確認したところ、申立期間について国民年金に未加入とされていた。

平成9年1月頃、妻が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料についても妻が夫婦二人分を一緒に同年1月頃に納付したはずである。

このため、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年1月頃、その妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料についてもその妻が夫婦二人分を一緒に同年1月頃に納付したと主張しているが、オンライン記録により、その妻の当該期間については、国民年金の第3号被保険者のままであったものが、同年6月11日に第1号被保険者への種別変更が行われ、同年7月30日になってから保険料が過年度納付されていることが確認できることから、その妻の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではないことがうかがえる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張する時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、同制度の導入に伴い、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月、同年 5 月及び 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 63 年 3 月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。申立期間①については、昭和 57 年 5 月に A 市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、妻と二人分の保険料を納付した。また、申立期間②については、63 年 3 月に B 市区町村（現在は、C 市区町村）に転居した際に同市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、妻と二人分の保険料を納付した。両期間については、年金手帳の国民年金の記録欄に加入期間として記載されている。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 5 月及び 63 年 3 月に、それぞれ国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料をそれぞれ納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前に同記号番号が払い出されている被保険者の 20 歳到達日が平成 8 年*月*日であること、及びオンライン記録により、申立人は同年 3 月の保険料を同年 4 月 30 日に納付していることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年 4 月であると考えられ、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、年金手帳の国民年金の記録欄に、申立期間が加入期間として記載されていると主張しているが、国民年金の加入期間（被保険者期

間)は、加入手続がいつ行われたかにかかわらず、原則として過去において国民年金に加入すべきであった期間全てについて遡って記録されるものであり、必ずしもその被保険者資格取得日当時に加入手続が行われたことを意味するものではない上、オンライン記録により、申立人の申立期間については、平成8年5月7日に被保険者資格取得日及び喪失日がそれぞれ追加されたことにより確定していることが確認できる。

さらに、申立期間①について、仮に申立人の主張どおり、申立人の国民年金の加入手続がその当時行われていれば、それに伴い、その妻は国民年金の任意被保険者から強制被保険者へと種別変更されているはずであるが、オンライン記録により、その妻は任意被保険者のままであることが確認できる。

加えて、申立期間②について、申立人は、昭和63年3月に国民年金の加入手続を行った際に、その妻と二人分の保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録により、その妻の当該期間については、当時は国民年金の第3号被保険者のままであったものが、平成元年2月15日になってから第1号被保険者に変更され、その後に保険料が納付されていることが確認できる。

その上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月1日から24年8月31日まで
② 昭和25年3月1日から同年9月1日まで
③ 昭和37年3月1日から39年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について、脱退手当金が支給済みとなっていた。

しかし、申立期間の脱退手当金については、一旦請求はしたものの、その後請求を取り消したはずであり、受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、具体的な時期は覚えていないものの、昭和40年代に家計が苦しくなった際、友人から脱退手当金のことを聞き、脱退手当金を請求する書類を提出したことを認めていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

一方、申立人は、当該書類を提出後、社会保険事務所（当時）の職員から電話があり、請求を取り消すことを勧められたのでそのようにお願いしたと主張しているが、当該職員を特定することができず、当該事実を確認することができない。

また、C社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱退 44. 7. 15」の押印が確認できるとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことを意味する「回答済 44. 6. 24」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金の請求は取り消したはずであり受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。